

公益社団法人高知県森と緑の会 こうち山の日推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県森と緑の会 こうち山の日推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 公益社団法人高知県森と緑の会は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」（11月11日）の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を、総合的に支援することを目的として、実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(団体等)

第3条 補助事業を実施する事業実施主体は、高知県内に事務所を置く法人若しくは任意団体（以下「団体等」という。）とする。

(事業内容等及び実施基準)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 補助事業の募集等については、別に定める「こうち山の日推進事業費補助金募集要領」（以下、「募集要領」という。）によるものとする。

(補助事業の採択)

第6条 補助事業の審査及び選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「こうち山の日推進事業費補助金選定委員会実施要領」に基づき、選定委員会を設置し、募集要領に規定する提出書類を審査したうえ、当該補助事業を採択する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業を申請しようとする団体等は、別記第1号様式（山の一日先生派遣は別記第2号様式）による交付申請書を、高知県森と緑の会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除する部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付目的を達成するため、団体等は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、この要綱の規定等に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに、補助事業の完了の翌年度から起算して5カ年間保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、募集要領第3申請者資格(8)に該当しないこと及び暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

2 団体等が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件若しくは、規則、要綱の規定等若しくはこれに基づく理事長の処分に違反したときは、理事長は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 理事長は、第6条で採択された交付申請書等を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに団体等に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 団体等は、事業内容の変更について理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式(山の一日先生派遣は別記第4号様式)による補助金変更申請書を理事長に提出しなければならない。

2 補助金の変更承認を必要とする事項は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の追加、事業期間の延長、中止又は廃止
- (2) 補助対象経費総額の30パーセントを超える減額
- (3) 補助金額の増額
- (4) 団体等の名称等の変更

(概算払)

第11条 理事長が必要があると認めるときは、団体等に対し補助金の6割以内の額を概算払により支払うことができるものとする。

2 団体等は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助金実績報告書の様式は、別記第6号様式（山の一日先生派遣は別記第7号様式）によるものとし、補助事業が完了した日から30日以内または、2月15日の何れか早い日までに提出しなければならない。また、補助金実績報告書に、事業のすべての経費について、支払いを証明するレシート等の写しを添付するものとする。

2 団体等は、補助金実績報告書と同時に、実績額と同額の請求書を提出することができる。

3 前項の規定に基づく補助金交付の請求書の様式は、別記第8号様式によるものとする。

4 団体等は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 団体等は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 理事長は、第12条第1項の規定により提出された補助金実績報告書を受けて内容を審査し、その決算額により補助金の額を確定し、当該団体等に確定額を通知するとともに、実績報告書と同時に提出された請求書の額が確定額と同額の場合は、当該請求書により補助金を交付することができる。請求書の額と確定額が異なるときは、団体等は通知された確定額に基づき再度請求書を提出しなければならない。

（補助金の請求手続）

第14条 補助金額の確定通知を受けた団体等は、それに基づき、補助金実績報告書を提出し、理事長は補助金を交付するものとする。

（検査等）

第15条 理事長は、必要であると認める場合は、団体等に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（グリーン購入）

第16条 団体等は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の公開）

第17条 補助事業又は団体等に関して、「公益社団法人高知県森と緑の会情報公開要綱」に基づく開示請求があった場合は、同要綱第3の3の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（個人情報の適正な管理）

第18条 団体等は、補助事業を実施するに当たっては、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附則1 この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

- 2 この要綱は、平成28年4月25日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 森づくり</p> <p>①間伐</p> <p>②環境整備</p> <p>③植栽</p> <p>④竹林整備</p> <p>イ 木使い</p> <p>⑤木工</p> <p>⑥木材普及</p> <p>ウ 森林体験と教育</p> <p>⑦森林体験</p> <p>⑧森林環境教育</p> <p>⑨山の一日先生派遣</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>①賃金</p> <p>②報償費</p> <p>③旅費</p> <p>④需用費</p> <p>⑤役務費</p> <p>⑥委託料</p> <p>⑦使用料及び賃借料</p> <p>(注1) 国又は県の他の事業（補助事業、委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は、対象外とする。</p> <p>(注2) 国有地に工作物等を設置する経費は、対象外とする。</p>	<p>(1) 定額（事業実施主体が市町村等の場合は、事業実施に要する経費の2分の1以内）</p> <p>(2) 補助限度額</p> <p>①から⑧までにあつては、25万円以内。</p> <p>⑨にあつては、75万円以内</p>	<p>(注1) 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。</p>